



# ノーサイド

## 禍害と被害を超えた論理の構築

### (9)

～混乱からの脱出～

## 中村周平

今回は、3年間にも及んだ調停が終結するまでの、学校側との話し合いの様子について触れていきたいと思います。「この場で事故の真相を明らかにして、少しでも同じような事故を防ぐことに繋がれば」という想いとは裏腹に、「司法の場」の持つ特性に違和感を抱くようになります。また、調停後に感じた想いは、家族の中で異なるものでした。

前回までと同様に、「私へのインタビュー」、

「両親へのインタビュー」で交わされた会話の内容を手がかりに、当時の私と両親の心境についても書き出していきたいと思います。

以下、表記は筆者=S、北村さん(インタビュアー)=I、父親=T、母親=Hとする。

### 3 調停によって変わるもの

調停が始まりました。こちら側が求めたのは、事故後の生活の補償と自身の事故の十分な「原

因究明」、そしてそれに基づく「再発防止策」の検討でした。

S:「その時もずっと不信感はありましたね。恨みつらみですよね、こっだけ時間が立ってしまうと、絶対僕の事故(の詳細)は出てこうへんっていう」

I:「恨みつらみっていうのは誰に対してなの？」

S:「やっぱり監督、コーチもそうですし、その後調停に入っていくなかで、すごくドロドロしてるんですけど、今の司法の在り方の中では過失を認めさせないと、補償が出ないっていうところがあったので。本来調停で一番やりたかった思いというのは事故の『原因究明』と『再発防止』やったんですけど、それに付随して…」

I:「お金の話やね」

S:「高校側が全く補償しないと。あれは不慮の事故やったので、こちらに全く責任はないという方向性でこられたんで。それに対するあれは不慮の事故やったんかという思いもありますし、高校のグラウンドで起きたことやのに全く責任がないなんて、なんでそんな簡単に言えるんかっていう思いもあって。本来事故の『原因究明』と『再発防止』を願ってた自分の中にも今後の補償というか、自分の生活の補償についても、半分求めていくような感覚に陥っていた。裁判ってそんな要素があるんですかね、最初はほんとに自分の事故のことが知りたいと思って、始めてたと思うんですけど。なんか、全然ドロドロの泥かけ試合というか、こっちから言うのはそちらに『安全配慮義務違反』っていうのがあったっていうことを追及していく…」

I:「その責任をお金という形で補償していくというか、そのへんがあるのかも分からんね」

しかし、生まれて初めて調停というものに参加して分かったことは、これはいかに相手側に過失があったことを認めさせて補償を得るかというところに重点が置かれ、事故の「原因究明」や「再発防止」については全く触れられないということでした。調停は当然の如く泥仕合になりました。学校側はこちらに過失は無い「不慮の事故」だったため、補償をおこなう必要性は全くないという一点張り。こちらは高校のグラウンドが野球部と共同で使っていた固いものであったことや、日常的に部内で怪我が頻繁に起き

ていたことなどを挙げ、指導上「安全配慮義務」を怠っていたことを追及していきました。同時に「原因究明」と「再発防止」についても言及しましたが、それに対する明確な返答は皆無でした。

H:「調停では和解を取るか、裁判にもっていくかの話になったときも、周平はどうやった？」

S:「僕は、裁判にしても、はっきりさせたいっていう思いはあったな」

H:「あったな、あの頃は。強くなっていくか」

S:「たぶん気持ち的におかしなサイクルになっていた。変な話、気持ちがハイになったわけじゃないけど、終われなかった。妥協点はないやろ、和解案で。やっぱり、『不慮の事故』っていうのに、すごいひっかかりがあった。調べもせずに、湯呑み動かしてるだけの机上の空論で。これは裁判ではっきりさせないと、と思った。起きるべくして起きた事故なんじゃないかって、疑念が拭えなかった。多分、僕は学校のチグハグさから、ラグビー部の温度差を感じ始めて…調停に至るときの想いとしては、副理事長や学校の経営陣に不満があったのが、調停やっとなかなか、その矢印がどンドンラグビー部にも向いてしまったというのはあったかな。顔が見えないから、(調停の場には)出てこれへんやんか、逆に言うたら監督は。ラグビー部の指導陣にも温度差からさらに、その不慮の事故に対して加担しているんじゃないかっていう思いがあった気がするな、今思うと」

調停を起こした当初、私は補償の問題以上に、二度とこのような事故が起きてほしくないという想いを、この調停を通して相手に伝えたいと思っていました。しかし、調停が進むにつれてそのことが非常に困難であるという、「現実の壁」に正面からぶつかっていることに気付かされました。そのことが私の「被害者意識」としての感情や、学校側に対する怒りを高めることにつながっていったように感じます。「高校のグラウンドで起きた事故、学校側に過失は絶対にある」という気持ちだけが日に日に強くなっていきました。

#### 4 和解という終結で生まれた「溝」

「出口」の見えない調停は3年以上続くこと

となりました。調停に関わってくださった弁護士の方も「裁判ならまだしも、調停が3年も続くのは異例だ」と言われていました。そして最終的に、和解という形で調停を終えることとなりました。

I:「結局この調停の最終決断はどうなったわけ？」

S:「和解という形になって」

(中略)

I:「最終的には、君の将来を応援しますよっていう。この事故については、高校は責任はなかったと。そやけど、見舞金みたいな形で、君の将来を教育的立場として応援しようという形で、和解を申し出たっていうわけか？それについてどう思うわけ？そなん嫌やったわけ？どんな感じなんやろ？」

S:「調停の時の自分の気持ちを探してみると、今思うと、完全に原因究明と再発防止のことが、二の次になっていて」

I:「それが一番したいことやったのに」

S:「今後の生活の不安とか」

しかし、和解案の中に事故の原因究明や再発防止について触れられたものは何一つありませんでした。その時私は、調停が終わった安堵感と同時に、大きな虚しさを感じていました。「一定の補償を得ることにはつながったこの調停。しかし、それによって多くのものを失い、そして私の事故については何一つ触れられることは無かった。二度とこのような事故を引き起こさないという点において、この調停は何一つ意味をなさなかったのではないか」。

S:「自分の中で、一つ金銭的なやり取りというか司法のことが終わったので、これから原因究明のことをやっていけるかなって思ったんですけど、一度『司法の場』に打って出してしまうと人間関係、崩れますよね。それまでこっちにいてくれはった人らが離れていってしまったりとか、監督やコーチからしてみれば『訴えよった』、その間にあった信頼関係とかはなくなってしまった」

I:「今でもダメなの？」

S:「監督とは話してますけど、コーチ陣はたぶん僕のことを良く思っていない」

「調停が終わったのだから、これからは補償のことを抜きに、監督やコーチと話ができるのではないか」。しかし、一度「司法の場」に訴えたという現実、私と監督やコーチの間に大きな溝を作ってしまったことも、また事実でした。

「一度思い切って連絡を…でもなんて言えばいいんだろう」、そのようなことを考えている間に時間は過ぎていきました。大学院への進学準備などと重なり、事故のことについてはそれ以上考える時間が持てませんでしたし、何とか話を切り出したいと感じていながら、私の中でこれ以上どうしようもないのではないかという思いもありました。

そして、調停を終え、両親も様々な思いを抱いていました。母は私と同様に、大きなむなしさを感じていました。

終結の糸口すら見いだせずにはいた調停は、2年が過ぎた頃、ある人物の出現により劇的な変化を迎えることとなりました。以前成章高校の校長をされていた方が校長に再任されることになったのですが、その方は学校側とは異なる考えを持っておられました。「あの事故は高校のグラウンドで起きた事故。その後の中村さんの送られている生活を見ても、補償の必要性を感じる」と教育者の視点をもって学校側の窓口となってくださったのです。それまで膠着状態であった調停は、その様態を引きずりつつも、ようやく具体性のある話し合いへと進んでいきました。もう裁判しか考えられなかったことを思うと、何かしらのゴールが見えてくるのではないかと期待できるものを感じていました。そして、必ずしも望む形ではありませんでしたが、「終結」の一つの形として「和解」という答えを選ぶこととなりました。

しかし、その代償と言うにはあまりにも大きなものを失ってしまう現実が調停にはありました。

S:「母はどうやろ。調停の最中や、調停が終わってみて」

H:「調停の最中はむなしかったですね、とりあえず。これってどこまでいくんやろうって。以前校長先生をしていた方の復活がなければ、終りが見えなかった状態ですよ。だから教育者が教育者の観点で物を見てくれるということがなければ、今回の調停はゴールが見えなかつ

たなあと、すごく思う。あとはやっぱり、調停と言いつつ、調停申立書のなかには『安全配慮義務違反』という点で、ある程度、法的な立証というか、ないとあかんからいろんな形の文言が並んでる。周平が監督とは話せるけど、コーチ陣とは…って。感情的に難しい物を持ったんやろうなって。ある先生が言ってたのは、あの調停申立書で一番動揺したのは、部長さんかなって。彼が審判として、不慣れだったことも影響しているんじゃないかということで、周平の怪我に自分は少なからず責任があるのかって大変ショックを受けたと言ってはって。そういうところも部長さん憎しで書いた文じゃないけど、まだまだ不慣れで笛を吹く上で、心配に感じたこともあったっていうのは客観的な事実にはならないしんどさとか。だから、これから先、もういちど指導陣と人間関係を戻して、一緒に事故防止について考えていきたいって書いているこのハードルを越えて、もう一度、人間関係をこういうふうに戻していくのは、結構エネルギーがいることになっていくのかな。そのへんが難しいところなんやろうね。でも、今回の調停がなければ、何の補償もなく泣き寝入りせざるを得ない事実から思えば、あってはアカンことやろうしね。学校の中で起きたことを、少なくとも周平に責任はなかったっていうのはすごく思うし。にもかかわらず、負ってしまった負の部分には周平と家族が全て背負っていかなアカンっていうそんな馬鹿なことはないって思うし、そういうことをもっと社会的にも知ってってもらうきっかけになったんなら、それはマイナスではなかったと思うけど、人との争いごとってしんどいよね」

「過失」の有無をめぐる泥仕合、それは「司法の場」がもつ特性を直に感じさせられるものでした。「過失」があったと認めさせるためには、事故当日、学校側の「適切でない」行動や状況を調停の話し合いの中で明らかにしていく必要があります。そして、その中には指導に当たっていた人間に直接責任の有無を投げかける文言も含まれていました。「自分たちは裁判で被告人台にたたされてしまうのではないか」、学校法人との間でおこなわれていた調停でしたが、実際は顔の見えないラグビー部の指導陣との「人と人との争い」の図式が徐々に構築されていった

のでした。

それに対して父は、調停を起こすことで少しでもスポーツの事故を減らすことにつながればと考えていました。

S:「父はどう思う？調停やっているなかで、感じたことや、終わったあと、今思うこととか」

T:「結局、今の日本の制度では、過失を認めさせなければならぬでしょう。サッカーの落雷事故では、落雷って言うのが焦点になったよね。周平の場合、何が焦点になったかというときに『安全配慮義務違反』なんやけども、じゃあ向こうの指導者にどんな『安全配慮義務違反』があったのかといったときに、落雷の場合ははっきり進んだけど、今回の場合は何がアカンのかっていうと、グラウンドの硬さとか、練習時間とか、いくつかあるんやけど。あれで裁判やって『安全配慮義務違反』が認められたら、今後、土の硬さの問題であるとか、芝生の整備につながるよね。その可能性はあると思っただけど、それをするためのすごい労力と社会的な運動を起こさないと、単なる周平の裁判だけで、そこまで運動しようと思ったときに、そこまでできるかといったら、どうなんやろうなって思った。裁判ならすごい時間が掛かるんやろうなあって思った。調停で学校側と話をしながら、ラグビー協会、もっと幅広い運動をやっていくなかで…一見、すぐにはいかないけど、社会を動かすきっかけになればいいんじゃないかなと思った。今回、父としては補償については納得しているわけではないけど、むしろ、これからちやうかなって。父の中では、これからも学災連とかと関わっていききたいという思いがある、自分の中で」

調停に至るまでの間に、学災連などの集まりで学校におけるスポーツ事故の悲惨さを目にしてきました。事故に遭った本人や家族は泣き寝入りするしか無い現実。にもかかわらず、一向に事故が減らないもうひとつの現実。このままでは何も変わらないと感じていました。そして、調停を終えたことで、今まで以上に行動を起こしていきたいと父は考えていました。

**p134は中村周平さんとお父さんが参加されたシンポジウムのチラシです。**

# 学校安全と スポーツ指導の在り方

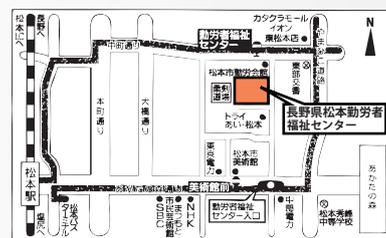
柔道事故をはじめ、多くの事故が学校現場で発生しています。

また、最近では「体罰」問題がクローズアップされ、スポーツの指導方法が議論されるようになりました。

今回のシンポジウムでは、「学校安全とスポーツ指導の在り方」をテーマに、スポーツ指導とはどうあるべきかについて考えていきたいと思えます。

- 日時 2013年 **5月26日(日)**  
13時00分～16時30分
- 場所 長野県松本勤労福祉センター 第七会議室  
〒390-0811 長野県松本市中央4丁目7番26号

アクセスマップ



## 講演予定者(公演予定順)

「学校におけるスポーツ事故の実態と特徴—エビデンスから考える子どもの安全—」

内田 良氏 …… 名古屋大学大学院教育発達科学研究科・准教授

「当事者の想い—事故からの10年を振り返って—」

中村 周平氏 …… ラグビー事故被害者  
京都成章高校スポーツアドバイザー

中村 淳氏 …… 中村 周平氏 父

「学校スポーツの法的・制度的仕組みとその問題点」

鈴木 知幸氏 …… 日本スポーツ法学会監事

「脱暴力、安全安心のスポーツへ—柔道事故、女性柔道家15人の告発からヒントを探る—」

溝口 紀子氏 …… バルセロナオリンピック銀メダリスト  
静岡文化芸術大学文化政策学部国際文化学科准教授

参加費 **1000** 円

主催 全国柔道事故被害者の会 <http://judojiko.net/>

お申し込み(先着100名)・お問い合わせはホームページからお願いします。

後援 長野県教育委員会